

埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業コーディネーター業務委託
公募型企画提案競技実施要項

1 募集事項

(1) 委託業務名

埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業コーディネーター業務

(2) 事業の目的

居所等に困難を抱える妊婦に対して、安心して生活できる緊急一時的な居所を確保し、食事提供、妊娠管理、保健指導、関係機関との連携を図ることで、妊婦健診未受診、飛び込み出産を防ぎ、0日虐待死を含む出産後の虐待発生を予防することを目的とするものである。この緊急一時的な居所の調整・選定を行うコーディネーターは、市町村子育て世代包括支援センター等(以下「市町村等」という。)からの妊婦の居所調整依頼相談(スーパーバイズ)対応も行うため、必要な情報を提供し迅速かつ確実に支援につなぐソーシャルワークスキルを要するため、民間事業者を対象に企画提案による公募を実施するものである。

(3) 業務内容

別紙「埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業コーディネーター業務委託仕様書」のとおり

- 市町村等からの妊婦の居所調整依頼相談(スーパーバイズ)対応すること。
- 緊急一時的な居所(指定医療機関・助産院等)の調整・選定を行うこと。
- 市町村等とともに、医療機関や行政機関等、適切な関係機関へ同行し、対象者の支援や連絡調整を行うこと。

(4) 履行場所

受託者が設置するコールセンター又はこれに準じる場所

(5) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

2 委託料上限

金 2,200,000 円(うち、消費税及び地方消費税額を含む)

- 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査会での審査及び契約締結が可能となる。

見積額が上限額を超えた場合は審査自体を行わないので注意すること。

- 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合がある。

3 応募資格

次の(1)～(6)のすべてを満たす事業者でなければ応募できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 本業務の募集開始日から契約締結の日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法の規定による破産手続開始の申し立てが行われているものでないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。

4 手続き等に関する事項

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和6年2月16日(金)17時(必着)

イ 質問方法

- ① 質問書を添付した電子メールを、後記4(4)のアドレスに送信する。
- ② 質問内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- ③ メール件名を以下のとおりとすること。
【法人名】妊婦緊急一時受け入れ事業質問
- ④ 簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答方法

令和6年2月20日(火)までに、電子メールで回答するとともに、県のホームページに掲載する。

(2) 公募型企画提案競技参加申込

本公募型企画提案競技に参加を希望する事業者(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加申込みを行うこと。

ア 提出期限 令和6年2月27日(火)15時(必着)

イ 提出場所 後記4(4)のとおり

ウ 提出書類

参加申請書【様式1】、団体目的当についての確認書【様式2】及び法人等概要調書【様式3】
その他事業者の概要を表すもの【任意様式、パンフレット等】

エ 提出方法

電子メール(宛先:後記4(4))

※電子メールにより提出後、必ず提出日の17時までに、後記4(4)記載の担当に電話連絡すること。

オ 参加辞退

参加申請書等を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに文書で後記4(4)の担当者まで届け出ること。

(3)企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年3月5日(火)17時必着

イ 提出場所 7(4)のとおり

ウ 提出書類 ①企画提案書【様式4】

②事業実施の提案【様式5】

③業務実施体制調書【様式6】

④事業計画調書【様式7】

⑤個人情報管理体制調書【様式8】

⑥類似業務実績調書【様式9】

⑦予算見積調書【様式10】※消費税及び地方消費税額を明示する。

⑧配置予定コーディネーター等名簿【様式11】

エ 提出方法

企画提案書一式を電子メールで提出する。(宛先:後記4(4))

(4)提出先・問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当

(電話)048-830-3561

(FAX)048-830-4804

(Eメール)a3570-09@pref.saitama.lg.jp

5 業務委託候補者の選定に関する事項

本業務における業務委託候補者については、県が設置する公募型企画提案競技審査委員会(以下「委員会」という。)において、以下の審査を経て選定する。

(1)審査方法(書面審査)

提出された書面をもとに(2)審査基準のとおり、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に評価し審査評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

なお、審査にあたって、委員会から企画提案書提出者へ質問又は企画提案書に係るプレゼンテーションを求める場合がある。

(2)審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3)選定結果の通知

選定結果は令和6年3月25日(月)にメールで通知する。

6 その他留意事項

(1) 参加申請にかかる費用

参加申請に係るすべての費用(企画提案書の作成等に要する費用)は、参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(3) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは失格又は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- オ 配達記録が残らない方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類がないもの。
- キ 本実施要綱の規定に従っていないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で参考見積書を提出したもの。
- ケ 参考見積金額を訂正したもの。
- コ 参考見積書と内訳表の金額が合致しないもの。
- サ 文字の判読が困難又は文意が不明であるもの。
- シ 民法第90条(公序秩序)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合。

(4) 公募型企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和6年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、公募型企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、公募型企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(5) 提出された書類等の取扱い

- ア 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。
- ウ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づく開示請求等関連規定に基づき、公開することがある。(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。)
- エ 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者にあらかじめ通知をすることによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写を指す)できるものとする。

(6) 契約等

ア 受託者の決定

公募型企画提案競技審査委員会において決定した契約候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

イ 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定する。締結には、委託者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受託者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

ウ 契約保証金

要(契約金額の100分の1以上の額。ただし、免除する場合がある。)

エ 委託金の支払条件

委託金の支払方法は、原則として業務完了検査後の精算払いとするが、事業実施に当たって必要と認められる場合は、概算払いを行うこととする。

オ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

カ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。